省　令

○総務省令第九十三号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条第一項第一号及び第五条の二第一項第一号の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月十三日

総務大臣　山本　早苗

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第五条、第二十条関係）

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別				入力	離隔距離（cm） 上方	側方	前方	後方	備考
炉	開放炉		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	
	開放炉以外		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
不燃以外	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下）	—	15　注	15	15	注：浴槽との離隔距離は０cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は２cmとする。
			内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下）	—	—	60	—	
		浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	15	15	
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	60	15	
			内がま	21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	60	—	
	密閉式			21kW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	2　注	2	2	